

八雲町デマンド型乗合タクシー導入に係る運行方針（案）

1 事業の目的

デマンド型乗合タクシーを導入し、交通空白地区の解消及び移動が困難な市民の買い物や通院などの移動手段を確保する

2 運行期間

令和 8 年 10 月から令和 9 年 9 月までの運行（実証運行）

3 運行主体及び道路運送法区分

○運行主体：町

運行は、八雲地域のタクシー事業者 2 社に委託

- ・ エスジーハイヤー株式会社 八雲町花浦 87-10
- ・ 有限会社八雲ハイヤー 八雲町本町 201-1

※国の交通空白解消緊急対策事業の活用を見込み、町が事業者に運行を委託

○道路運送法区分

- ・ エスジーハイヤー：第 21 条（実証運行）
- ・ 八雲ハイヤー：第 4 条（乗合許可）

4 運行形態等

○デマンド型

予約便のみ運行（運行時間・便数は決めるが予約が無い場合は運行しない）

○ドア・ツー・ドア方式

往路：予約した方の自宅から市街地の乗降場所まで

復路：市街地の乗降場所から予約した方の自宅まで

○乗合タクシー

運行区間ごとに同一エリア内で予約した方の自宅を回り乗合で運行

○運行車両（事業用車両）

- ・ 事業者が保有するタクシー車両を使用（普段はタクシー事業を運行し、予約時間帯のみ乗合事業を運行）
- ・ 乗車定員を超えた場合はタクシー車両の増便または事業者が保有する定員の多い事業用車両で対応
- ・ 乗車定員が 5 人及び 6 人のタクシー車両は、デマンド型乗合タクシーの乗客定員を 4 人とする

- ・予約に対して最低2台は運行できる体制を確保
- ・車両に「予約型乗合タクシー」であることがわかるよう表示

5 運行区間・エリア（別紙図1）

区 間	エ リ ア
北部地区⇔市街地	黒岩、山崎、花浦、立岩
南部地区⇒市街地	浜松、山越、野田生、桜野、落部、栄浜、入沢、 下の湯、上の湯、旭丘、東野、わらび野
山間部地区⇒市街地	上八雲、春日、鉛川、大新、熱田

- 運行経路：予約に応じてエリア内を効率的な経路で設定する
- 運行計画（最初の乗車地から最後の降車地まで）が60分を超え、かつ運行車両の追加が可能な場合は、定員以下の場合でも運行車両を追加し60分以内の運行計画とすることができる
- 実証運行期間は、事業者が2か月毎に担当する運行区間を交代して運行（北部地区と山間部地区を1事業者、南部地区を1事業者がそれぞれ担当）

	北部地区及び山間部地区	南部地区
R8.10・11	八雲ハイヤー	エスジーハイヤー
R8.12・R9.1	エスジーハイヤー	八雲ハイヤー
R9.2・3	八雲ハイヤー	エスジーハイヤー
R9.4・5	エスジーハイヤー	八雲ハイヤー
R9.6・7	八雲ハイヤー	エスジーハイヤー
R9.8・9	エスジーハイヤー	八雲ハイヤー

6 乗降場所（別紙図2）

- 公共施設・買物施設等10か所を設定
 1. 八雲町役場、2. 八雲駅、3. 八雲総合病院、4. 八雲ユーラップ医院、
 5. まきた循環器内科クリニック、6. マックスバリュ、7. エーコープ、
 8. ラルズマート、9. 八雲郵便局、10. はぴあ八雲

7 運行日及び運行時間

- 運行日：平日2日間
火曜日及び金曜日とし、祝日及び1月1日から3日を除く
- 運行時間：往路・復路ともに2便（計4便）

往路（乗降場所の到着時刻）	1便 8：45、2便 10：45
復路（乗降場所の出発時刻）	1便 11：45、2便 13：45

8 運賃の形態・設定

- 運賃の形態：ゾーン制運賃とし運行エリア内の一定の区域ごとに金額を設定
- 運賃の設定：500円と1,000円の2区分 ※未就学児（保護者同伴）は無料

区間	運賃	対象エリア
南部	500円	浜松、山越
	1,000円	野田生、桜野、東野、わらび野、旭丘、落部、入沢、下の湯、上の湯、栄浜
北部	500円	立岩、花浦、山崎
	1,000円	黒岩
山間部	500円	鉛川、春日、大新、熱田
	1,000円	上八雲

9 利用対象者・登録

- 利用対象者：町民限定（年齢制限等なし）
- 利用者登録：事前登録制とし、登録の受付は町が行う
登録は小学生以上とし、登録者には利用者登録カードを交付する
町は事業者に対して登録者の名簿を提供する

10 予約受付

- 予約専用ダイヤルを設置し、運行事業者のうち1社が取りまとめて行う
・八雲ハイヤー
- 予約受付：利用日の7日前から前日までの平日とし、1月1日から3日を除く
- 受付時間：9:00から16:00まで

11 運行経費等

- 運行経費：最初の利用者の乗車地から最後の利用者の降車地までの区間における函館B地区のタクシー運賃（30分単位の時間制運賃）
- 管理経費：オペレーター費用等（予約を受け付ける事業者）

12 委託料関係

- 町は、運行経費から運賃収入を除いた額を運行事業者に委託料として支払う
- 事業者は、1か月分の実績報告書と請求書を翌月上旬に町に提出し、町は請求に基づき委託料を支出する
※国庫補助申請等に係る基礎資料等は事業者が作成する

八雲町デマンド型乗合タクシー 運行区域図（全体図）

【北部地区】

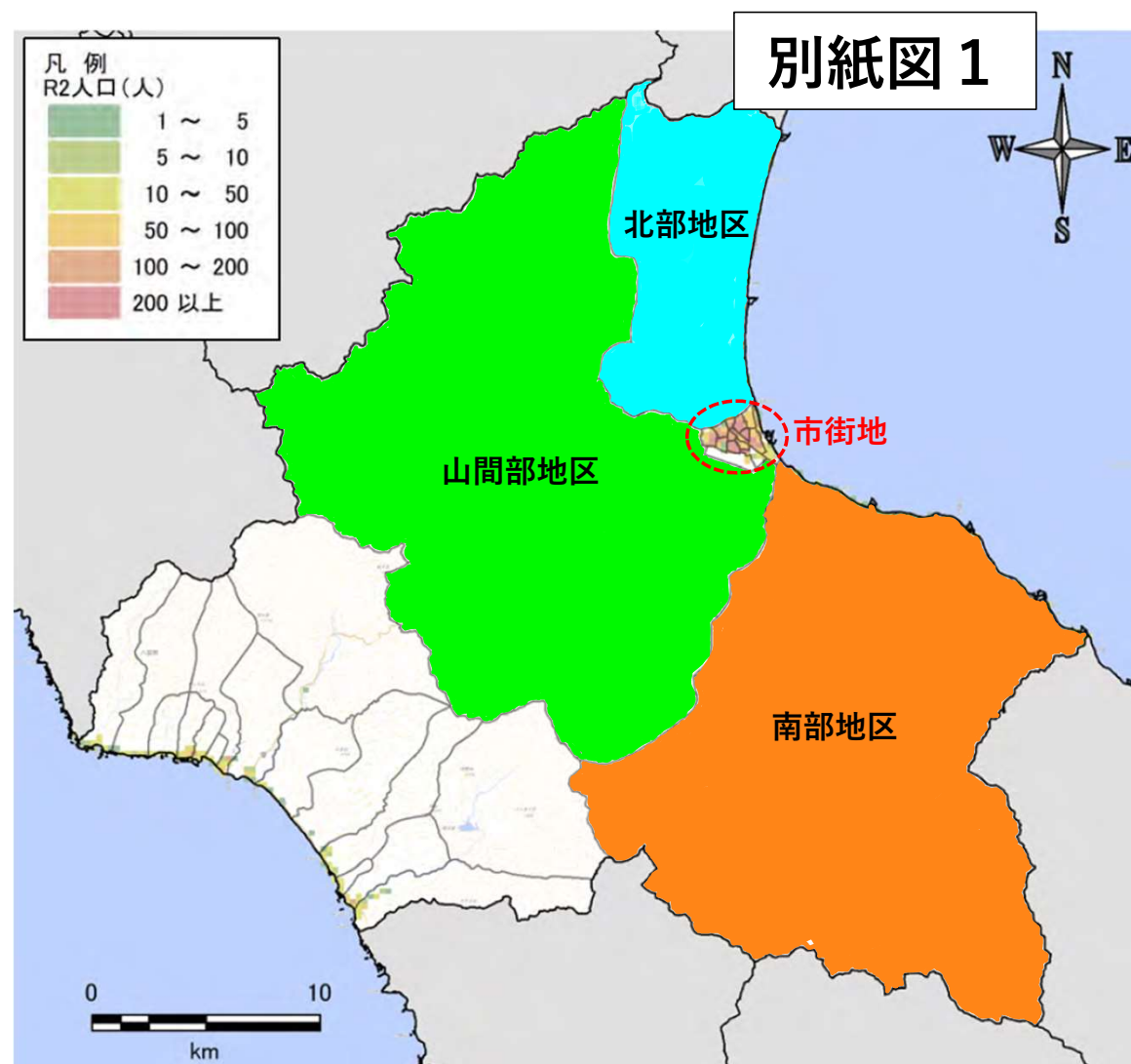
黒岩、山崎、花浦、立岩

【南部地区】

浜松、山越、野田生、桜野、落部、栄浜、入沢、
下の湯、上の湯、旭丘、東野、わらび野

【山間部地区】

上八雲、春日、鉛川、大新、熱田



別紙図 2

八雲町デマンド型乗合タクシー 乗降場所（市街地）

- 1. 八雲町役場
- 2. 八雲駅
- 3. 八雲総合病院
- 4. 八雲ユーラップ医院
- 5. まきた循環器内科クリニック
- 6. マックスバリュ
- 7. エーコープ
- 8. ラルズマート
- 9. 八雲郵便局
- 10. はぴあ八雲

